

横浜市駐車場条例における地区の駐車需要を踏まえた 基準の検討状況について

1 背景

平成 28 年 3 月 1 日に施行された改正後の「横浜市駐車場条例」では、市内の条例適用地域に均一に適用している附置義務基準について、地区ごとの駐車需要の実態に応じ、市長が別に基準を定めることができるようになりました。

市長が別に定める基準は、「横浜市駐車場条例取扱基準^{※1}」に定めることとしていますが、鉄道やバスなどの公共交通機関が充実しており、自動車を利用して訪れる人の割合が少ない地区として、まず「横浜駅周辺地区」と「みなとみらい 21 地区」について、地区の駐車需要を踏まえ、市長が別に定める基準(案)を策定しました。

今後、取扱基準等の改正(案)について意見公募を行う予定のため、その内容をご報告します。

※1：横浜市駐車場条例の施行に関し、必要な事項を定めるもの

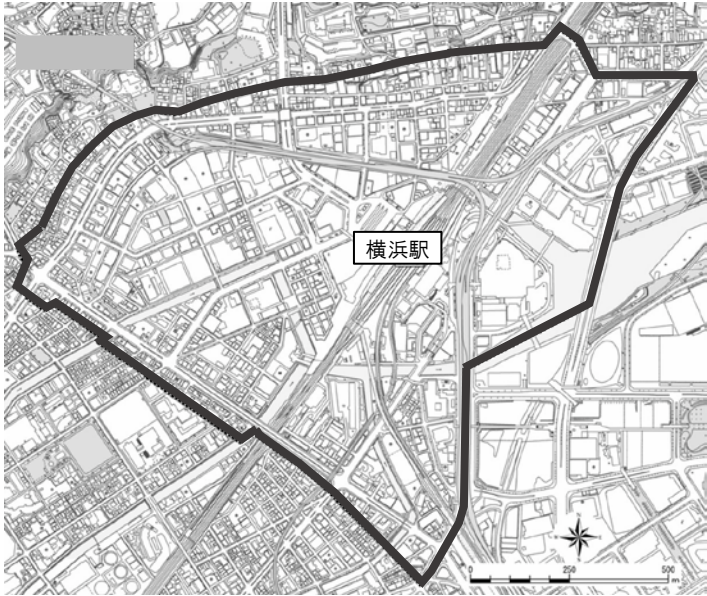
2 取扱基準等の改正(案)

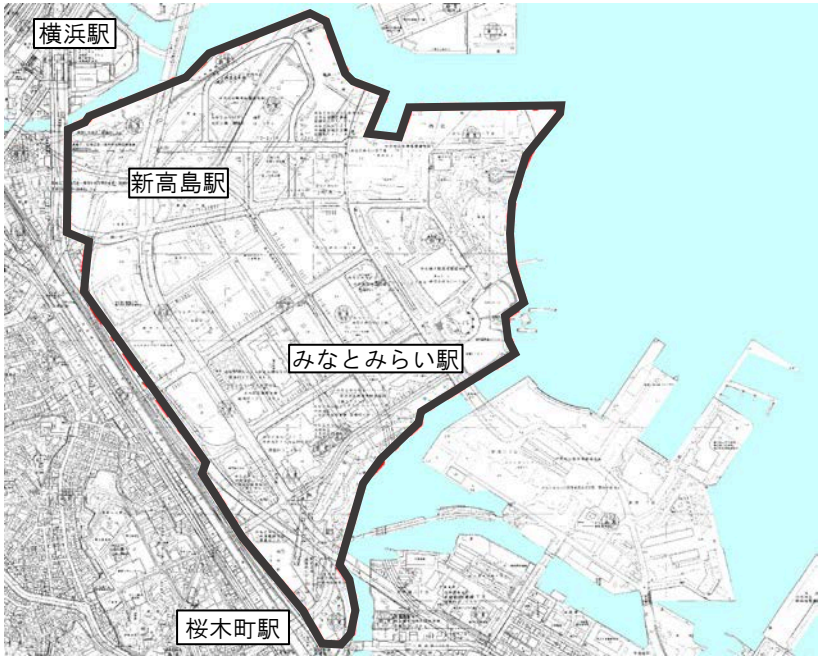
(1) 市長が別に定める基準(案)

【取扱基準(新設)】

条例改正を踏まえ、「横浜駅周辺地区」と「みなとみらい 21 地区」について、駐車場の整備状況や利用状況などについて実態調査を行い、適正な附置義務基準について検討を行った結果、以下のとおり基準(案)を策定しました。

表 1 市長が別に定める基準(案)

		横浜駅周辺地区	
地区の範囲		「エキサイトよこはま 22 駐車場整備ルール」の対象範囲 (約 123 ha)	
			
附置義務基準 (附置義務駐車台数 1 台あたりの床面積)		条例により定められた基準	市長が別に定める基準(案)
	百貨店その他の店舗	200 m ²	300 m ²
	事務所	250 m ²	
	飲食店	250 m ²	
※上記以外の用途については、条例により定められた基準が適用されます。			

みなとみらい21地区		
地区の範囲	「みなとみらい21街づくり協議指針」の協議区域（約135 ha）	
		
附置義務基準 (附置義務駐車台数 1台あたりの床面積)		条例により定められた基準
	事務所	250 m ² → 400 m ²
		市長が別に定める基準(案)
※上記以外の用途については、条例により定められた基準が適用されます。		

(2)その他、所要の改正

【横浜市駐車場条例施行規則・取扱基準】

手続きの簡素化等を図るため、届出手続きに関する様式の一部改正等を行います。

3 今後のスケジュール（予定）

(1)意見公募

取扱基準等の改正(案)について、市民の皆様への意見公募を行います。

実施期間：平成28年6月6日（月）～平成28年7月5日（火）（30日間）

(2)施行日

意見公募によるご意見を取りまとめの上、平成28年の夏頃に、取扱基準等の改正をします。